

得報です！ 児童手当制度を小学6年生までに延長

日本には児童を育てている方に、国が手当を出すことで生活を安定させ、子供たちが健康に育ち、次の時代を作る力を蓄えられる子供に育つことを願う制度「児童手当制度」があります。この制度が小学3年生から6年生まで延長になりました。



「児童手当制度」延長(拡充)の内容

支給されていましたが年齢が小学校3年生(9歳になった最初の年度末)から、小学校6年生(12歳になった最初の年度末)までになりました。また、収入の制限も引き上げられています。

いま「児童手当」をもらっていない方は、手続きが必要になります

新しく児童手当を受けられる家庭の皆さんは、市役所、町役場の窓口で、認定請求、額改定認定請求といった手続きが必要になってきます。

なお、これまでに児童手当を受けていた保護者の方は、特別に手続きをする必要はありません。

これまで所得の制限で「児童手当」を受けていない保護者の方も確認してください

今度の改正で所得制限も引き上げられました。そのため新しく児童手当を受けられるようになることもありますので、確認のうえ認定請求の手続きをしてください。

「認定請求書」に必要な書類は次のようなものです

健康保険被保険者証の写し

所得証明書(お住まいの市や町にその年の1月1日に住所がなかった場合)

詳しくは、市役所、町役場の窓口でお尋ねください。

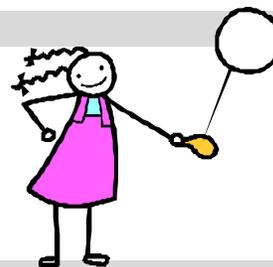
支給される月額

児童手当として払われる額は、児童の数で異なります。

第1子・・・ 5,000円

第2子・・・ 5,000円

第3子以降・・・・・・・・・・ 10,000円



支払い時期は原則として年3回です。

児童手当は、原則的には毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制度の限度額が大きく引き上げられました。

自営業の方 596.3万円未満

780万円未満

収入ベースで夫婦と児童二人の世帯の場合の目安

サラリーマンの方 780万円未満

860万円未満

5 1 2 件 平成17年度生活相談合計

「ふじみの国際交流センター」は、富士見市、ふじみ野市、三芳町および近隣に住む、外国籍市民の生活相談の窓口として長年活動してきています。相談は年を追うごとに増えていますが、時代とともに内容も変化しております。昨年の集計では相談件数が512件、毎日2件近くの相談が寄せられていることとなります。頼りになるご近所さんを目指すセンターでは、相談する方と同行して問題解決を図るをモットーにしていますので、身近な生活相談から法律相談まで幅広い内容に対応しています。

最近顕著な相談ベスト3を紹介してみましょう。

- 第1位 教育問題・・・学校からの書類代筆、日本語学習支援、入園・入学手続き指導 など
- 第2位 言語問題・・・日本語指導、翻訳、通訳 など
- 第3位 医療問題・・・病院への同行、入院付き添い、出産費用の相談 など

生活相談はさまざまな内容におよんでいます。相談は無料であり、内容は問わず、相談内容は話さない、同行が必要なときは常にともにあるといった相談員の姿勢、こうした安心感と信頼関係から相談は増える一方です。日本に来て生活して楽しかった、素敵な隣人に出会って良かったという思い出を多く作っていただくためにセンターの相談員は、常に皆様の傍にいます。悩みは小さなうちに消してしまいましょう。そのためにもセンターを大いにお使いください。

あなたの国を紹介してください・・・外国人講師登録募集

埼玉県国際交流協会では、学校や公民館でさまざまなお話をしてくださる外国籍市民の方の登録を募集しています。お話の内容は、

文化の紹介 体験学習(遊び・民族舞踊・民族衣装など) 特定テーマ

となっております。授業は、

日本語で行います

学校へは日本人講師と一緒にいきます

お話の中身や出かける内容は日本人講師がご連絡します

1回の授業のお礼は6000円(交通費込み)です。

連絡先 (財) 埼玉県国際交流協会

TEL 048-833-2992

Email: sia@sia1.jp

悪質な内職商法が蔓延

外国籍の方もご注意ください。

富士見市の内職相談では、こんな話がされておりました。家計の足しにと始めた20代から40代の主婦がたくさん被害にあっています。

パソコンを使って高収入と宣伝、高価なパソコンだけを売って、何もしない詐欺

内職紹介として高い受講料を取り、できた仕事の結果を安くたたか引き取らない

チラシを配るだけで高収入といって配らせて、代金を支払わない

こんな内職詐欺がはびこっているようです。内職には必ず頼れる日本人に相談をしましょう。

訂正のお願い 「インフォメーションふじみの」5月号で紹介いたしました"国籍法"の1の部分は「生まれたとき父または母が・・・」が正しい表現です。訂正しお詫び申し上げます。